

改訂後	改訂前
<p>第4条 本サービスの内容</p> <p>(省略)</p> <p>(15) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が保有する所定の住宅ローンの一部繰上償還の手続きを（文言削除）行うこと。</p> <p>（文言削除）</p> <p>(16) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した口座から、本アプリで募金受入を行う団体への募金として、資金移動を行うこと。なお、誤入力があったとしても、これによって生じた損害について当行は責任を負わず、また、募金に関する領収書の発行や組戻し（操作の取消し）は不可とします。</p> <p>(省略)</p> <p>第6条 一部繰上返済</p> <p>1. 単位</p> <p>返済可能金額は 10 万円から 999 万円とし、1 万円単位とします。</p> <p>2. 返済方法</p> <p>以下のいずれかとします。</p> <p>(1) 期間短縮型</p> <p>毎月の返済額を変えずに最終返済期日を短縮する方法。</p> <p>当行は利用者の返済希望額に基づき最大 2 つの返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上返済の予約を行います。予約可能日は、操作日の次々回の毎月返済日としま</p>	<p>第4条 本サービスの内容</p> <p>(省略)</p> <p>(15) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が保有する所定の住宅ローンの一部繰上償還の手続きを以下の方法で行うこと。なお、返済可能金額は 10 万円から 999 万円とし、1 万円単位とします。</p> <p>① 期間短縮型</p> <p>毎月の返済額を変えずに最終返済期日を短縮する方法。</p> <p>当行は利用者の返済希望額に基づき最大 2 つの返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上償還の予約を行います。予約可能日は、操作日の次々回の毎月返済日とします。</p> <p>② 返済額軽減型</p> <p>最終返済期日を変えずに毎月の返済額を減額する方法。</p> <p>当行は利用者の返済希望額に基づき返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上償還の予約を行います。予約可能日は、操作日より 6 営業日以降から次々回の毎月返済日の前日までとします。</p> <p>いずれの一部繰上償還の予約も「お財布」の「住宅ローン」に表示される「繰上返済」欄から行えるものとし、予約内容の確認も同様とします。</p> <p>「繰上返済」欄が表示されない場合は、一部繰上償還の対象外とします。</p>

す。

## (2) 返済額軽減型

最終返済期日を変えずに毎月の返済額を減額する方法。

- ※ 当行は利用者の返済希望額に基づき返済シミュレーションを提示し、利用者が選択することにより一部繰上返済の予約を行います。予約可能日は、操作日より6営業日以降から次々回の毎月返済日の前日までとします。上記のいずれの一部繰上返済の予約も「お財布」の「住宅ローン」に表示される「繰上返済」欄から行えるものとし、予約内容の確認も同様とします。
- ※ 元金均等毎月払いを選択している場合、元金の据置きを行っている場合、延滞中の場合は対象外とします。
- ※ 「繰上返済」欄が表示されない場合は、一部繰上返済の対象外とします。
- ※ 利用者は一部繰上返済の指図（操作）を行うにあたり、所定の項目に同意し、当行はこの同意を前提に手続きを行うものとします。

## 3. キャンセル

予約日の前日までのキャンセルを可能とし、予約日当日のキャンセルは不可とします。

## 第7条 募金

### 3. 募金受入団体

- (1) 本アプリ内の募金受入団体について、当行が特定の募金受入団体を推奨するものではありません。
- (2) 本アプリ内の募金受入団体に関する記載内容については、各募金受入団体が責任を負っており、当行は、その正確性、信頼性、完全性

~~利用者は一部繰上償還の指図（操作）を行うにあたり、所定の項目に同意し、当行はこの同意を前提に手続きを行うものとします。~~

- (16) ~~当行が利用者の指図（操作）に基づき、前項の一部繰上償還の予約をキャンセルすること。なお、予約日当日のキャンセルは不可とし、利用者は予約日の前日までに指図（操作）を行うものとします。~~

- (17) 当行が利用者の指図（操作）に基づき、当該利用者が本アプリに登録した口座から、本アプリで募金受入を行う団体への募金として、資金移動を行うこと。（文言追加）

（省略）

（文言追加）

## 第7条 利用者の義務及び責任

4. 利用者は、本サービスを利用して自らが行った一切の行為とその結果について、全ての責任を負うものとします。利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により当行が直接的又は間接的に何らかの損害又は費用（弁護士費用を含みます）を被った場合、当行の請求に従って直ちにこれを賠償するものとします。利用者は、資金移動（送金）（文言追加）について、その原因と反対債務の不履行または不完全、相手方との不法行為または違法行為、その他問題が生じた場合は、当事者間で解決するものとします。

を保証するものではありません。当該記載内容に基づいて被ったいかなる損害についても、当行は一切の責任を負いません。

(3) 当行は、募金の使途を含む募金受入団体の活動内容について、一切責任を負いません。

#### 第8条 利用者の義務及び責任

4. 利用者は、本サービスを利用して自らが行った一切の行為とその結果について、全ての責任を負うものとします。利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により当行が直接的又は間接的に何らかの損害又は費用（弁護士費用を含みます）を被った場合、当行の請求に従って直ちにこれを賠償するものとします。利用者は、資金移動（送金）及び募金について、その原因と反対債務の不履行または不完全、相手方との不法行為または違法行為、その他問題が生じた場合は、当事者間で解決するものとします。

以上